

意見書

平成 16 年 3 月 3 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

ゆうびんばんごう
郵便番号 103 - 0015

とうきょうとちゅうおうくにほんばしはこざきちょう
東京都中央区日本橋箱崎町 24 - 1

そふとばんくびーびーかぶしかいしゃ
ソフトバンク B B 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の日本電信電話株式会社等に関する
法律第 2 条第 5 項に規定する業務に係る認可申請に関し、別紙の通り意見を提出します。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の日本電信電話株式会社等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する業務に係る認可申請に関する意見

1. 基本的考え方

活用業務については、NTT法第 2 条第 5 項において、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに、NTT 東西が、地域電気通信業務等を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務と規定されており、その趣旨は経営資源の有効活用を目的としたものであることを考えると、今回のように伝送路その他の設備は既存のままで、NTT東西が料金設定を行うことに伴ってエンドツーエンドのサービス提供エリアが地域電気通信業務の範囲を超える場合と、県間伝送路等の設備を設置して地域電気通信業務の範囲を超えて業務を行う場合は、区別する必要がある。活用業務の意味が拡大解釈され、なし崩しにNTT東西の業務範囲が拡大されることのないよう歯止めが必要である。

2. 認可条件についての意見

NTT東西の活用業務認可申請に対する総務省の考え方において、認可条件1および2を付すことにより認可する方向で検討しているとあるが、認可条件2については「NTT東西が県間伝送路を自ら設置する等により都道府県の区域を越えるネットワークを構築する場合は活用業務と認めない」ことを明記すべきである。

(1) 総務省の考え方における認可条件2

認可条件2 県間伝送路を東日本電信電話株式会社自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

(注) NTT西日本に対する認可条件2も同様

(2) 弊社意見

認可条件2は次の趣旨とすべきである。

認可条件2 県間伝送路を東日本電信電話株式会社自ら設置する等により都道府県の区域を越えるネットワークを構築する場合は認可申請が今後あっても活用業務とは認めない。その他、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

(注) NTT西日本に対する認可条件2も同様

NTT東西が県間伝送路を自ら構築できる条件は、地域IP網の県間接続によるフレッツサービスに限定すべきである。

(3) 理由

今回NTT東西から認可申請された活用業務は、固定電話から携帯電話への通話について、現在携帯電話事業者が料金設定しているものを、利用者が選択した場合にはNTT東西が料金設定するというものであり、トランスレータ工事以外の伝送路その他の設備及びネットワーク構成については何等変更されるところはなく、単に料金設定を行う事業者が携帯電話事業者からNTT東西に移っただけである。

使用する伝送路その他の設備及びネットワーク構成に変更がなくても、エンドツーエンドの料金設定をNTT東西が行うことは、即ちエンドツーエンドのサービスをNTT東西が行うことと等価であり、その結果地域電気通信業務の範囲を超えることになり、従って活用業務であると解釈されたものと思われる。

総務省の考え方の認可条件2において、今後NTT東西が県間伝送路を自ら設置する等もありえることが想定されているが、県間伝送路を自ら設置して業務を行うことは活用業務の本来の趣旨を逸脱することが明確であり、NTT東西の設置する伝送路が都道府県をまたがる場合は活用業務ではないことを認可条件として明記するべきであると考える。

3. NTT東西の地域電気通信業務についての意見(北海道の場合)

地域会社であるNTT東西には、都道府県の区域において電気通信業務を営むという本来の義務があり、活用業務はあくまでその義務が遂行された上でなお有効活用できる既存の経営資源があればそれを活用して新たな業務を営むことができるように規定されたものである。

従って、NTT東西は、活用業務よりも、都道府県内において十分な電気通信業務を行うことを最優先に事業を行うべきである。

しかし、北海道において、新規参入事業者にとって不可欠設備である光中継伝送路が十分整備されておらず、その結果ADSLサービスを提供することができない地域があり、インターネットサービスにおける地域間格差の原因となっている。具体的には、北海道にはZCが5ヶ所に設置されているが、道内にもかかわらずNTT東日本はZC間の光伝送路を有していないためADSL事業者は光中継伝送路を借りることができない状況になっている。本来NTT東西は都道府県の区域において電気通信業務を営むことが義務づけられていることからZC間の光中継伝送路についても自ら設置すべきである。もし自ら設置することが困難であれば、現実的な解決策としてZC間の光中継伝送路を有する事業者に第一種指定電気通信設備と同等の条件による接続義務を課す等の制度を設けるべきであると考える。

以上